

## 改正省令が1月施行へ

### 食品リサイクル法 判断基準に転売防止の観点

食品廃棄物の不正転売事案を受けて、食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の判断基準省令について、転売防止対策の観点から見直しを行ってきた環境省と農水省は、環境・農水両大臣への答申を経て、省令の一部改正案を作成し、11月25日からパブリックコメントを開始した。12月24日まで意見を募集したうえで、来年1月に改正省令を公布、施行する。

や特定肥飼料等の製造時に、追加的に転売防

棄物等の収集・運搬時

特定肥飼料等の製造・利用が行われるよう確認する措置を講ずる旨を追加する。

食品関連事業者が再生利用等を実施する際は、転売などの不適正な処理がなされないような措置を講ずるとともに、その措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加。他人に特定肥飼料等の製造を委託する場合は、その製造業者が行う再生利用の実態や、周辺地域で公示されている再生利用の料金などを踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨を追加する。

同省令については、事案の発覚後、環境省

が3月にまとめた再発防止策の中で、排出事業者に係る対策として、見直しを検討することになり、不適正な転売防止の取組強化のための食品関連事業者向けガイドラインの策定とともに、両省で検討を行った。同ガイドラインも1月に公表する予定。